

## 新潟市立白根北中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日制定

平成28年4月1日改訂

平成29年7月1日改訂

文部科学省および新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策基本法」をもとに学校および学校教員の責務（第8条）から、「いじめ」は絶対に許されない行為として、いじめ防止基本方針を策定する。また、本校に在籍する生徒の保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処し、解決を図り、生徒の全人的な成長発達を支援する。

### I いじめ防止に向けた基本方針

#### 1 基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

#### 2 いじめの定義

生徒は、学校の内外を問わずけっしていじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

～いじめの定義～

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 「一定の人的関係」とは同じ学校・学級や部活動に所属するなど、学校内において何らかの関係がある場合に加え、同じ塾やスポーツクラブ等に通っているなど、学校外において何らかの関係がある場合を指す。
- (2) 「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。
  - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該生徒の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。一見すると対等な関係の中で遊んでいるように見える場合や主観的には些細な行為と判断できるような場合、また、行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努める必要がある。

例えば、生徒が気になるあだ名で呼ばれていたり、プロレスごっこなどをして遊んだりふざけたりしているように見えながら、特定の生徒のみが技をかけられたりしているような状況、また、物真似などを自ら行っているように見えるものの、実はやらされているような状況は、当該生徒がいじめとは認めなくても、いじめではないかと疑う姿勢が求められる。仲間への「おごり」についても同様である。

(4) 「けんか」についてはいじめとして扱わないものの、表面上は「けんか」のように捉えられるものであっても、関係の生徒が対等な関係ではない場合など、いじめとして捉えなければならないものがあることに注意が必要である。

## 2 いじめの理解

いじめは特定の生徒や特別な状況においてのみ起こるものではなく、どの生徒にも、どの学級でも起こりうるものである。また、いじめの被害者・加害者については固定化されたものではなく、特に「暴力を伴わないいじめ」については、多くの生徒が、あるときは被害者になり、またあるときは加害者になるなど、入れ替わりながら被害も加害も経験する。

いじめが起こっているときには、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」やいじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。そこで、いじめ問題への対処や未然防止に努めるには、加害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことも必要である。

いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団全体に形成され、学校風土、ひいては社会全体としての風土となることが、いじめの未然防止につながるものである。

## 3 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、すべての教職員は「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、全力をあげていじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。

特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候をけっして見逃さないものとする。

## II いじめ防止対策の基本となる事項

### 1 基本方針

(1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し、生徒、教職員、保護者、地域一丸となって全力でいじめ防止に努める。

- (2) 学級、学年、部活動などが望ましい集団となるように指導の充実を図り、生徒一人一人の自己有用感を高めるよう努める。
- (3) 生徒の豊かな心をはぐくみ、自他を尊重する精神を養うために、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。
- (4) いじめ防止対策については、「予防」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態に対する対策については別に項目を設ける。

## 2 いじめに対する基本的な対策

### (1) 教職員の姿勢

すべての生徒がかげがえのない存在であることから、生徒一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という認識にたち、生徒の保護者、地域との信頼関係の上に、いじめ防止等に徹底して取り組む。

### (2) いじめの防止

- 従来の予防的・課題解決的な指導から、生徒一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット「新潟市の生徒指導」及びいじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことができる学校づくりを目指して」を自校化することにより、生徒の自律性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- 多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、精神的、社会的な自立を目指す。また、生徒指導のガイドブック「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」を活用し、上記の4視点を生かした授業づくりを通して生徒の自律性と社会性の育成に努める。
  - ① 特別活動を充実させ、生徒一人一人の自己有用感を高める。
  - ② 学年、学級、部活動などでの望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、および人権教育の充実を図る。
  - ③ 生徒の変化を適切にとらえるために、毎月1回いじめ発見「スマイルアンケート」、年3回の「『仲間とのかかわり』についてのアンケート」を実施するとともに、毎日の生活ノートの有効活用を図る。
  - ④ 生徒が主体となった「校内生活見直し強調月間」を実施し、いじめを見逃さない啓発活動を実施する。
  - ⑤ 教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平素から生徒との信頼関係の上に関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかに「校内いじめ対応ミーティングいじめ対策委員会」を開催し、その情報を管理職および全学年で共有する。
  - ⑥ 生徒同士、生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
  - ⑦ 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
  - ⑧ 教育相談活動の充実を図る。

- ⑨ いじめに関する事例研修などを随時開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- ⑩ 外部講師を招いての講演会、講話を開催する。

### (3) いじめの早期発見

- 生徒をよくみる，話をよく聴く，寄り添う，かかわる，毎日必ず笑顔で話しかけたり，名前を呼んだり，褒めたりするなどを積み重ね，生徒との信頼関係を築く。
- 生徒の話を丁寧に聴き取り，その後の対応についても生徒の意向を汲みながら生徒と一緒に考え，安心感をもたせる。
- 全教職員で生徒の様子を見取り，情報を収集，整理して共有し，組織的な対応に迅速につなぐ。くれぐれも，特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断することや教職員が一人に対応することによって情報共有が滞ることのよう，複数での判断，組織での対応を徹底する。
  - ① いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートを実施する。年3回。
  - ② いじめの発見のためのアンケートを実施する。毎月1回。
  - ③ インターネットやライン等の見えにくいいじめにも注意を払う。
  - ④ 保護者からの相談や地域住民からの情報提供には丁寧に対応し，生徒からの聴く取りや情報収集のためのアンケートを実施する。

### (4) いじめへの対処

- いじめを認知したら，特定の教職員で抱え込むことなく，速やかに組織で対応する。その際，いじめを認知した教職員から，例えば学年主任や生徒指導主事を経て管理職に確実に報告が上がる校内体制を整える。それとともに，「校内いじめ対応ミーティング」を開催し，解決に向けた手順と方法を決定し，共通理解を図るとともに，多方面から情報を収集，整理し，全体像を把握する。
  - ① いじめが予見，認知された場合には，迅速かつ適切な初期対応を行い，早期解決を図る。
  - ② 常に，被害者の立場に立った対応を心掛ける。
  - ③ 学年の枠を超えた組織的な対応により早期解決を図る。
  - ④ 対応の各段階においては，以下の点に留意し，問題の本質的な解決まで継続的に対応する。
    - ア 事実把握の段階
      - ・ 正確で偏りのない事実調査を行い，全体像を把握する。
      - ・ 生徒指導部および管理職への速やかな情報伝達を行う。
    - イ 方針決定の段階
      - ・ ねらいを明確にし，指導の役割分担を決定する。
      - ・ 教職員の共通理解を図る。
    - ウ 指導支援の段階
      - ・ 被害生徒の心情の理解に努める。
      - ・ 原因の把握に努める。
      - ・ 加害生徒が事態の問題点を理解し，十分に反省するよう指導する。
      - ・ 被害生徒と加害生徒の融和を図る。

## エ 継続支援の段階

- ・再発防止のための対策を講じる。
- ・事後の経過観察を正確に行う。
- ・関係生徒，保護者への支援を継続する。

## (5) 自殺につながる可能性のある場合の対応

- ① 生徒が自殺をほのめかすなど，自殺につながる可能性がある場合，「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で，チーム対応による長期のケアを行う。
- ② 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを，生徒の発する切実なサインとして重く受け止め，組織で迅速・適切に対応する。
- ③ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い，関係する生徒への対応を丁寧に行うなどして，いじめの再発防止に努める。

## (6) 相談に関すること

- ① 生徒および保護者との信頼関係を構築することにより相談しやすい環境を整える。
- ② 教育相談の充実を図る。  
ア 教育相談週間（5月，11月）      イ チャンス相談の効果的实施
- ③ SCおよびSSWなどを効果的に活用し，幅広い情報収集に努める。
- ④ 学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐために，生徒および保護者に外部相談機関を周知する。

## (7) 連携に関すること

- ① PTA活動，保護者懇談会，部活動保護者会などあらゆる場面，機会を利用して，保護者との連携を十分に図る。
- ② 学校だより，学校ホームページ等を通して，適切な情報提供に努め，積極的に地域との連携を図る。
- ③ 学校警察等連絡協議会を開催し，日ごろより関係機関との連携を十分に深めておく。
- ④ 校区の大通小，大鷲小，根岸小と，いじめに関わる事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど，連携の充実を図る。（年3回実施：7月・12月・2月予定）

## (8) 組織に関すること

### ① 校内いじめ対応ミーティング

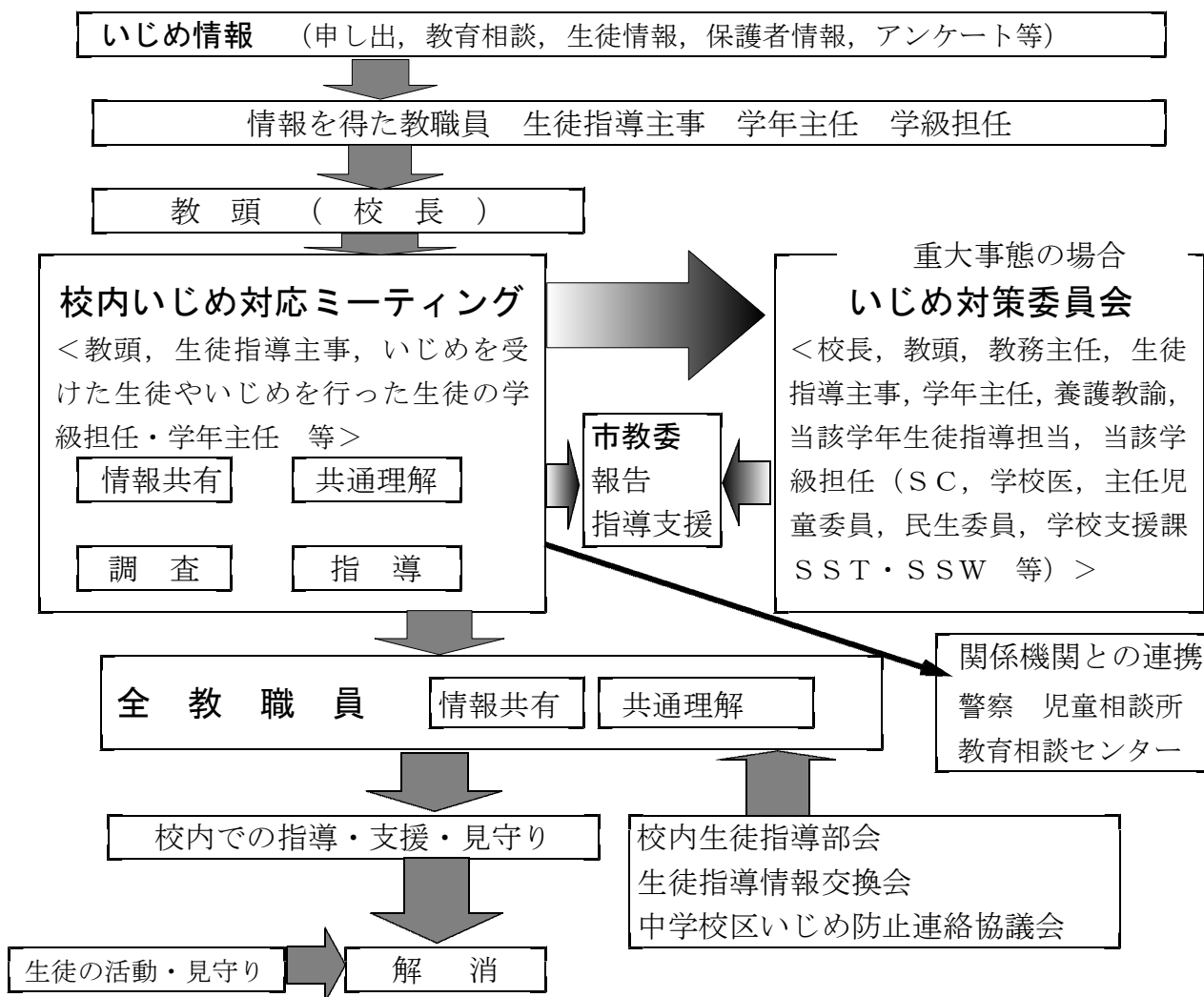
発生したいじめに対して，校内で迅速・適切に対処することを目的とする。構成メンバーは，教頭，生徒指導主事，いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の学級担任・学年主任，その他事案関係する教職員 とする。

いじめが発生した場合，迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ・いじめの状況を組織として共有する。
- ・いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・生徒への指導を行う。
- ・事案に関する記録を残す。

② いじめ対策委員会

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、当該学年生徒指導担当、当該学級担任で構成する。必要に応じてSC、学校医、主任児童委員、民生委員、学校支援課SST・SSW等を招聘する。



③ 校内生徒指導部会

校内の生徒指導担当職員による情報交換会を週1回開催する。

④ 生徒指導情報交換会

原則として、年度当初、夏休み明けの2回開催する。教職員が問題傾向を有する生徒の現状や指導について情報交換や指導の共通理解を図る。また、必要に応じて開催する場合もある。

⑤ 中学校区いじめ防止連絡協議会

- ・年2回程度の開催とする。
- ・構成メンバーは、白根北中学校：校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談主任、大鷲・根岸・大通の各小学校：校長、教頭、生活指導主任で構成する。  
(必要に応じて、各校PTA、SC、民生委員、主任児童員 等)

### 3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、実態把握が困難であり、一度発生した場合、事態の広域化複雑化、長期化が懸念される。よって、以下の対策を講じる。

#### (1) 学校で行う対策

- ① 中学生には携帯電話は必要ない、不特定多数の人との交流が可能な SNS の利用、閲覧などは禁止するという立場で生徒に指導する。
- ② 携帯電話、スマートフォンおよびインターネットに接続できる通信機器については校内への持ち込みおよび校内での使用は禁止する。
- ③ 情報モラル教育を図るため、インターネットの利点と欠点について道徳部、特別活動部、技術・家庭部が連携して指導にあたり、確かな理解を図る。
- ④ 学級活動や総合的な学習の時間において、インターネットの危険性やトラブルに関する講演会や学習会を開催する。

#### (2) 家庭に対して行う対策

- ① 学校における各家庭、個人のインターネット使用において基本的責任の所在として以下のとおりとする。
  - ・送信者（記載者）責任
  - ・開設者責任
  - ・受信者責任
  - ・保護者責任
- ② 入学説明会や保護者会などの機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動および上記①の責任の所在について随時説明する。
- ③ たより等で、生徒の携帯電話、スマートフォン、PC の利用については、保護者責任および監督の下で行われるように要請する。
- ④ 生徒が SNS などでもトラブルを起こした、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態になった場合や、インターネットの過度な利用により学校生活に支障をきたしている場合は、SNS の退会や閲覧停止などを保護者に勧告する。

#### (3) 発生時の対応

- ① 2 (4) に準じて対応するが、必要に応じて市教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携を密にして、速やかに現況が改善されるよう努める。
- ② 被害生徒、保護者の支援、および加害生徒、保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

## Ⅲ 重大事態発生時の対処について

### 1 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の連携・指導のもとに、次の方針の下、全力でその対処に尽力する。

- いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに関する事実を徹底的に調査、解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた生徒はもちろん、いじめを行った生徒に対しても、その心情に十分寄り添って、指導、支援する。

## 2 重大事態の意味

重大事態とは次に掲げる場合とする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

具体的には、次のようなケースが想定される。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 心身に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

及び

- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。当校は、いじめによる連続3日間以上の欠席を目安とする。)

## 3 重大事態が発生した場合

- 重大事態に係わる情報を収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要をすみやかに市教育委員会に報告し、その後の対応、調査などについて指導を受ける。
- 発生した段階では重大事態に係る情報には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め市教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

(事案例)

- ・ 生徒がいじめによって学校に登校できない状況が発生し、いじめによる不登校重大事態のおそれがあると学校が判断した場合
- ・ 一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても、特定の生徒へのいじめが繰り返される場合
- ・ その他、厳密には重大事態に該当しないと判断されるものの、社会的な影響力が大きく、生徒・保護者の状況が深刻な場合
- いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきであると認められるときは、所轄の警察と連携して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 4 関係生徒及び保護者への対応

### (1) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、当該生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心



して学校生活を送ることができるように支援する。

(当該生徒への具体的な対応，支援)

- ・学級担任や養護教諭，ＳＣ等によって，心情を丁寧に傾聴する。
- ・いじめに係る事実関係を明らかにするため，聞き取りを丁寧に行う。
- ・いじめの解決に向けて，当該生徒の意向を丁寧に聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- ・安心して生活できる場や時間などの，学習・生活環境を確保する。
- ・不安を取り除き，心の安定を確保するために，ＳＣ等による心のケアを必要に応じて行う。
- ・医療機関への受診が必要と判断される場合には，保護者の了解を得て，医療機関の受診を勧める。

(当該生徒の保護者への具体的な対応，支援)

- ・当該生徒が受けたいじめに係る事実や，生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・いじめの解決に向けて，保護者の意向を丁寧に聴き取り，望ましい解決法を共に検討する。
- ・保護者自身が不安を抱いている場合，ＳＣやＳＳＷによるカウンセリングを勧める。

## (2) いじめを行った生徒及び保護者への対応

いじめを行った生徒に対しては，その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ，決して繰り返さないよう指導する。その際，いじめを受けた生徒の立場に身を置き，相手の心の痛みを推測させることを通して，自己の行為の重大さを実感させ，深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該生徒への指導においては，本人の心の弱さを受け止め，心情に寄り添いながら指導する。本人の心からの反省を促すとともに，その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

当該生徒の保護者に対しては，子どもの行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え，その行為の重大さを当該生徒と共に認識させるとともに，解決に向けた道すじを示し，保護者の協力を求める。